

## 「新潟市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」の概要

名称	豊栄駅北地区地区計画			
地区の区分	A地区	Bの1地区	Bの2地区	C地区
建築物の用途の制限	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号(長屋を除く。), 第4号(図書館を除く。), 及び第5号から第7号までに掲げるもの</p> <p>(2) 都市計画道路3・3・114 豊栄駅木崎線に面する敷地の建築物で, 当該道路に面する1階部分が法別表第2(い)項第1号及び第3号に掲げるもの</p> <p>(3) 法別表第2(は)項第3号並びに(に)項第5号及び第6号に掲げるもの</p> <p>(4) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの(ダンスホールその他これに類するものを除く。)</p> <p>(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項第4号に掲げる風俗関連営業の用に供するもの</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第4号(図書館を除く。), 及び第5号から第7号までに掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2(は)項第3号及び(に)項第2号から第6号に掲げるもの</p> <p>(3) 3階以上の部分を法別表第2(い)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもの(令第130条の5の4に規定するものを除く。)</p> <p>(4) 法別表第2(い)項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するもので, その用途に供する部分の床面積の合計が1,500㎡を超えるもの(令第130条の5の4に規定するものを除く。)</p> <p>(5) 法別表第2(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの(ダンスホールその他これに類するものを除く。)</p>	<p>建築してはならない建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第4号(図書館を除く。), 及び第5号から第7号までに掲げるもの</p> <p>(2) 法別表第2(は)項第3号に掲げるもの</p>	<p>建築することができる建築物</p> <p>(1) 法別表第2(い)項第1号から第3号まで及び第8号から第10号までに掲げるもの</p> <p>(2) 図書館</p>
建築物の敷地面積の最低限度	400㎡	165㎡	ただし, 土地区画整理事業によって生じた一筆の土地又は交番若しくは公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地はこの限りでない。	

地区の区分	A地区	Bの1地区	Bの2地区	C地区
壁面の位置の制限	道路境界線からは1m, 隣地境界線からは0.6m。			
	ただし、次に掲げるものは、この限りでない。			
	(1) 軒の高さが前面道路の肩から2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以下の物置その他これに類するもの (2) 軒の高さが前面道路の肩から2.3m以下の自動車車庫 (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下のもの			
垣又は柵の構造、高さ、形状又は材料の制限(高さは道路面からの高さによる)	道路に面する垣又は柵の構造は、生垣又は金網、鉄柵その他透視が可能な形状のもの。			
	ただし、高さ0.6m以下のものは、この限りでない。			
	ただし、門柱、門扉その他これに類するものは、この限りでない。(*1)			

※用語の説明…建築基準法は「法」、建築基準法施行令は「令」という。

※地区計画条例による制限の内容の詳細については、建築行政課へお問い合わせください。

お問い合わせ先：新潟市役所 建築行政課 電話:025-226-2849(直通)

\*1は、条例第8条に定められている規定です。